

所得稅 町民稅 国民健康保險稅

確定申告はお早めに

確定申告 2月17日(月)～3月17日(月)

問い合わせ先
役場稅務課 0794(35)0358
加古川稅務署 0794(21)2951

2月17日(月)から、所得稅の確定申告と町民稅、国民健康保險稅の申告が始まります。昨年の収入と支出の額を計算して、申告書を作成し3月17日(月)までに申告してください。役場稅務課には「所得稅の確定申告の手引き」などがあります。なお、所得稅の還付申告は、2月17日(月)以前でも稅務署で受け付けています。

所得稅の確定申告

サラリーマンなど 給与所得の人

平成14年中の主な収入が給与収入であるサラリーマンなどは、通常、毎月の給与やボーナスから稅金が源泉徴収され、12月に年末調整が行われますので、確定申告の必要はありません。しかし、サラリーマンでも、次のような人は申告が必要です。

申告する必要がある人

昨年の給与の収入額が2千万円を超える人
給与以外の所得金額(不動産所得など)

ど)が20万円を超える人
給与を2カ所以上から受け、年末調整された給与以外の給与の収入額と、給与以外の所得金額との合計が20万円を超える人

事業所得や 不動産所得がある人

事業所得や不動産所得のある次のような人は、確定申告が必要です。
・商売など個人で事業を営んでいる人
・不動産収入(家賃や地代など)がある人
・土地や建物などを売った人
・年金を受けている人で、年金以外の収入がある人や、社会保険料控除・生命保険料控除などを受けられる人

申告すると 所得稅が還付される人

サラリーマンの所得稅は年末調整で精算されますが、次の場合は確定申告をすると所得稅が還付されることがあります。
平成14年中に退職し、その後再就職しなかったため、年末調整を受けられなかった場合
病气やけがなどで多額の医療費を支払った場合(医療費控除)
災害や盗難にあつて、住宅や家財に損害を受けた場合(雑損控除)
住宅ローンを利用して、マイホームを購入したり増改築をした場合(住宅借入金等特別控除)
一定の要件がありますので、詳しくは稅務署まで

申告に必要なもの

・申告書と印鑑(申告書は会場にもあります)
・控除に必要な書類(国民年金保険料)

自書申告にご協力を!

稅務署では、自分で申告書を書いて提出いただける自書作成コーナーを設けています。ここでは、職員が申告書作成のアドバイスをいたしますので、自書申告にご協力をお願いします。

「確定申告の手引き」や「前年分の申告書控」等を参考に確定申告書をご自分で正しく作成し、早期に提出いただくようご協力をお願いします。

稅務署もしくは地区申告相談所等にお越しの場合には、「前年分の収支内訳書や申告書の控」等をご持参ください。なお、確定申告書の提出や納稅を期限までにしなかったり、稅額を少なく申告していたときには、加算稅や延滞稅を納めなければならない場合がありますのでご注意ください。

確定申告書のお問い合わせ 提出は加古川稅務署へ

申告書をご自分で作成された人は郵送することをおすすめします。

〒675-1856

加古川市加古川町木村寺5-1-2
加古川稅務署

相談時間 午前9時～正午
午後1時～5時

所得稅・消費稅

☎0794(21)2953

贈与稅

☎0794(21)2954
土・日・祝日等は休み。

所得稅(全般)申告会場

加古川稅務署

相談時間 午前9時～午後5時
(正午～午後1時は除く)
相談内容 すべての所得稅申告

車での来場はご遠慮ください

稅務署には駐車スペースが少ないので、申告期間中は車での来場はご遠慮ください。

還付申告書作成会場のご案内

昨年に引き続き、加古川市役所新館10階に還付申告書作成会場を開設します。サラリーマン(中途退職された人を含む)や年金所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除の還付申告をされる人はご利用ください。

開設期間 2月17日(月)～3月7日(金)
(土・日曜日を除く)

相談時間 午前9時～正午
午後1時～4時

所得稅還付専用会場
加古川市役所新館10階

期間は3月7日(金)までです。

相談時間 午前9時～午後4時
(正午～午後1時は除く)
相談内容 所得稅還付申告

税理士による地区申告相談所

確定申告が必要な人(主に、営業所得や不動産所得などの収支計算を必要とする事業所得のある人や、平成14年中に新たに事業を開始された人)のための申告相談所を、次の会場で開設します。(筆記用具・計算器具はご持参ください。)

なお、町民稅・国民健康保險稅の申告および譲渡所得・贈与稅・相続稅関係の相談は行っていません。

期間 2月25日(火)～27日(木)
受付 午前9時30分～11時30分
午後1時～3時30分

相談 午前10時～正午・午後1時～4時
会場 播磨町中央公民館特別研修室
今年度から稅務署職員の来庁相談はありません。

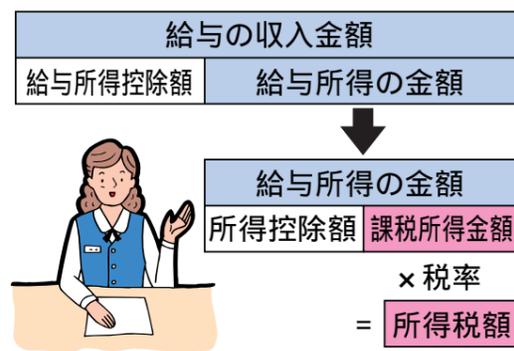
町民稅の申告

確定申告をされる人と、勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されている人は必要ありません。

申告が必要な人

平成15年1月1日現在、町内に住所があり昨年中に所得があつた人
サラリーマンで、次のいずれかにあてはまる人
・勤務先から役場へ給与の支払報告書が提出されていない人
・給与以外に家賃や地代、農業などの所得があり、その合計額が20万円以上

給与所得と所得稅のしくみ



料・社会保険料・医療費の領収書、生命保険料・損害保険料の控除証明書など)
・給与・年金の源泉徴収票
・銀行などの口座番号が分かるものと届出印(所得稅を口座振替で納付される人や、還付申告をされる人)

控に受付印が必要な場合

申告書の控に受付印が必要な場合は、提出用と同時に提出してください。(提出後の控への受付印の押印はできません。)

なお、郵送で提出される場合は、返信用切手を貼付した返信用封筒も同封してください。

申告と納稅は期限内に

・所得稅・贈与稅の期限は3月17日(月)
・消費稅(個人事業者)の期限は3月31日(月)

下の人(20万円を超える場合は所得稅の確定申告が必要)
・平成14年中に退職し、その後再就職しなかったため年末調整を受けられなかった人
・所得稅がかからない人で雑損控除、医療費控除を受けようとする人

申告に必要なもの

所得稅の確定申告と同じです。申告書は稅務課にあります。

国民健康保險稅の申告

国民健康保險に加入している人は必ず申告してください。ただし、所得稅の確定申告が、町民稅の申告をされる人は必要ありません。

所得が少くない人については、負担を軽くするため、状況に応じて国民健康保險稅が軽減される場合があります。申告がなければ、その措置が受けられません。収入がなかった人も、必ず申告してください。

申告に必要なもの

所得稅の確定申告と同じです。申告書は稅務課にあります。
申告期限は4月15日(火)です。
町民稅と国民健康保險稅のお問い合わせは稅務課へ

申告相談会場

場所 播磨町役場第1庁舎 2階203会議室
期間 2月17日(月)～3月17日(月)
相談時間 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
相談内容 町民稅、国民健康保險稅、一部の所得稅申告